

10. DXビジョン詳細

総合ビジョン

対象別ビジョン

分野別ビジョン

防災

環境

福祉

保健医療

産業

農業・林業

都市・建設・公共

教育

安心・安全

防災ビジョン

デジタル技術を活用し、全ての県民の安心・安全を支える埼玉県へ

デジタル技術の活用により、県民一人一人の防災力を高め、災害時に適切に行動するための情報発信を高度化し、全ての県民の安心・安全を支えます。

迅速な災害関連情報の 収集と災害対応

ドローン等のデジタル技術を活用し、迅速かつ正確な情報収集と、適切な災害対応を実現します。

県民等の防災力強化

デジタルツールを活用した防災学習や訓練等を通じて、県民一人一人の防災力の強化に取り組みます。

県民一人一人への 最適な情報提供

デジタルデバイスを活用し、被災状況のリアルタイム表示など、個々のニーズに合わせた情報を提供します。

土地や建物等の 防災力強化

ドローン等の新技術による施設点検等の効率化、センサー・データの活用により、故障や災害の事前予測等を強化します。



デジタル技術を活用した
迅速な災害オペレーション



夜間 00:30時点

R4.7.12大雨時
高感度監視カメラによる明瞭な現地状況

新技術を活用した河川情報の充実
による水防体制の強化

埼玉県防災行政無線設置機関一覧表

令和7年4月1日現在

1 固定系

区分	設置機関名	地上系	衛星系	備考		
県庁	埼玉県庁(統制局)	1	1			
危機管理防災センター	危機管理防災センター	1	—			
中継所	堂平山、秩父高原	2	—			
支部	地域振興センター(9)、さいたま県税事務所	10	10			
県税事務所	県税事務所	4	4			
県土整備	県土整備事務所(12)、総合治水事務所	13	13			
保健所	保健所	13	13			
農林	秩父農林振興センター、寄居林業事務所	2	2			
県立病院等	小児医療センター、がんセンター、 循環器・呼吸器病センター、精神医療センター、 総合リハビリテーションセンター	5	1	小児(災拠)		
上水道	大久保、庄和、新三郷、行田、吉見	5	—			
下水道	荒川左岸北部、荒川左岸南部、荒川右岸、中川	4	—			
防災航空センター	川島町本田航空内	1	1			
防災基地	越谷、新座、中央、秩父、熊谷	5	—			
消防学校	埼玉県消防学校	1	1			
県機関局 小計		67	46			
市町村	市町村(63)	63	63			
消防本部	消防本部(27)	27	26			
市町村・消防本部局 小計		90	89			
防災関係機関	自衛隊	陸上自衛隊大宮	1	1	無印…地上系・衛星系 42局 ■…地上系のみ 46局	
	气象台	熊谷地方气象台	1	1		
	電力	東京電力	1	1		
	ガス	東京、武州■、東彩■、LPガス協会■	4	1		
	放送	NHK、TV埼玉、NACK5	3	3		
	通信	NTT、NTTフレッツ、KDDI	3	3		
	鉄道	JR大宮、JR高崎、西武、秩父、東武■ 新都市交通、埼玉高速、首都圏新都市	8	7		
	バス	バス協会■	1	—		
	道路	首都高速、東日本高速■	2	1		
	日赤	日赤埼玉	1	1		
	病院	さいたま赤十字、深谷赤十字、埼玉医大総合 川口市医療、済生会加須、獨協医大越谷 防衛医大、自治医大大宮、北里メディカル 済生会川口、さいたま市立、埼玉医大国際	21	21		
		行田総合、久喜総合、国立埼玉、さいたま市民医療 羽生総合、上尾中央総合、戸田中央総合 草加市立、埼玉医科大学				
		医療	医師会事務局■、郡市医師会等■(31) 歯科医師会■、埼玉県看護協会■	34		—
		物流	トラック協会、日本通運	2		2
		物資	農協連合支部■、南部米穀■、倉庫協会■	3		—
	金融	埼玉りそな■	1	—		
	大規模施設	埼玉スタジアム2002■、さいたまスーパーアリーナ■ 熊谷ドーム■	3	—		
	防災関係機関 小計		89	42		
合 計		246	177	423		

2 移動系

区分	設置機関名	地上系	衛星系	備考
全県移動局	県庁、堂平山、地域機関等(基地局は県庁1・堂平山1)	262	—	150MHz帯
デジタル移動局	県庁	2	—	260MHz帯
可搬型地球局	県庁、埼玉西部地域消防指令センター、防災基地(熊谷)、浦和合同庁舎(第2世代前期型可搬局)	—	4	T 14GHz帯 R 12GHz帯
合 計		264	4	268
総 計		510	181	691

埼玉県防災行政無線の設置及び管理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県防災行政無線を構成する地上系無線局、衛星系無線局及び移動系無線局（以下「無線局」という。）の設置及び管理並びに無線局間の通信の方法について、必要な事項を定めるものとする。

2 地上系無線局は無線局及び端末局で構成する。

3 衛星系無線局は地球局、可搬地球局（運搬可能なものを衛星可搬局と呼称する。）及び併設局で構成する。

4 移動系無線局は基地局及び移動局（携帯型及び車載型）で構成する。

(無線局の区分等)

第2条 無線局及び端末局を設置（常置）場所に応じ、次のとおり区分する。

- 一 統制局
- 二 中継局
- 三 支部局
- 四 県税事務所局
- 五 防災航空センター局
- 六 消防学校局
- 七 防災基地局
- 八 保健所局
- 九 農林局
- 十 県土整備局
- 十一 上水道局
- 十二 下水道局
- 十三 県立病院等局
- 十四 大規模施設局
- 十五 市町村局
- 十六 消防本部局
- 十七 防災関係機関局

2 地上系無線局の識別信号（呼称）及び設置場所は、別表1のとおりとする。

3 衛星系無線局の識別信号及び常置場所は、別表2のとおりとする。

4 移動系無線局の識別信号及び常置場所は、別表3のとおりとする。

(無線局の職員)

第3条 統制局に統括管理者、副統括管理者、通信管理者、通信取扱責任者及び通信担当者を置く。

2 統制局以外の無線局に通信管理者、副通信管理者及び通信担当者を置く。

3 端末局に通信管理者及び通信担当者を置く。

4 衛星無線局に通信管理者及び通信担当者を置く。ただし、前第1項から第3項までの通信管理者及び通信担当者が配置されている局にあつては、これを兼ねることができる。

(統括管理者)

第4条 統括管理者は、通信業務を統括し、通信を統制管理し、並びに通信業務に従事する職員を指揮監督する。

2 統括管理者は、埼玉県危機管理防災部長の職にある者をもって充てる。

(副統括管理者)

第5条 副統括管理者は、統括管理者を補佐する。

2 副統括管理者は、埼玉県危機管理防災部副部長の職にある者をもって充てる。

(通信管理者)

第6条 通信管理者は、統括管理者の指示を受け、その属する無線局を総括する。(統制局の通信管理者にあつては、中継局、防災基地局、衛星可搬局及び移動系無線局も合わせて総括する。)

2 通信管理者は、次の各号に掲げる無線局の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者をもって充てる。

一 統制局は、埼玉県危機管理防災部消防課長の職にある者。

二 統制局以外の無線局は、当該無線局が設置されている庁舎等の管理責任者。

(副通信管理者)

第7条 副通信管理者は、通信管理者を補佐する。

2 副通信管理者は、その属する無線局又は端末局に応じ、総務担当部長、治水担当部長又は工務担当部長相当の職にある者をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第8条 通信取扱責任者は、電波法関係審査基準(総務省令)第3条の規定に基づき、すべての無線局に共通選任されている無線従事者として、通信管理者の指示を受け、すべての無線局の運用に係る業務を所掌する。

2 通信取扱責任者は、電波法(昭和25年5月2日法律第131号)第40条第1項に規定する資格を有する埼玉県危機管理防災部消防課に勤務する職員をもって充てる。

(通信担当者)

第9条 通信担当者は上司の指示を受け、その属する無線局又は端末局の管理及び通信に関する業務に従事する。

2 通信担当者は、その属する無線局又は端末局が設置されている機関等に勤務する者をもって充てる。

(通信の原則)

第10条 通信は統括管理者の管理・監督の下に行わなければならない。

(無線局所の運用時間)

第11条 無線局の運用時間は常時とする。

(通信の種類)

第12条 通信の種類は、緊急度により次のとおり区分する。

- 一 普通通信：平常時に行う通信。
- 二 至急通信：気象情報等の通報や急を要する通信。
- 三 緊急通信：地震等緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に行う通信。

2 通信の種類は、通信のしかたにより次のとおり区分する。

- 一 個別通信：一の無線局又は端末局から他の一の無線局又は端末局に対して行う通信。
- 二 一斉通信：次のものをいう。
 - イ 統制局が1以上の無線局又は端末局に対し、同時に、かつ、一方的に、個別通信を制限して行う通信。
 - ロ 支部局が管内の1以上の無線局又は端末局に対し、同時に、かつ、一方的に、個別通信を制限して行う緊急通信。
 - ハ 移動局が行う通信。(個別呼出を除く。)
- 三 ホットライン通信：統制局と支部局又は県土局の間において、直接接続された回線を使用して行う電話又はFAXによる通信。

(通信の取扱順位)

第13条 通信の取扱順位は、緊急通信は至急通信に、至急通信は普通通信に、一斉通信は個別通信にそれぞれ優先する。

2 同一区分に属する通信相互の取扱順位は、受付順とする。

(通信の手続)

第14条 個別通信は、必要に応じ、随時行うことができる。

2 次の各号に掲げる通信は、それぞれ当該各号に定める者に申請の上、その承認を得て、行わなければならない。

- 一 統制局からの普通一斉通信、至急通信、緊急通信は、統制局の通信管理者。
- 二 支部局からの緊急一斉通信は、当該支部局の通信管理者。
- 三 移動系無線局間の通信は、統制局の通信管理者。

3 ホットライン通信は、統括管理者の指示により行う。

(通信体制)

第15条 統括管理者は次の各号の一に該当するときは、直ちに関係無線局の通信管理者に、当該無線局の通信の確保に必要な措置をとらせなければならない。

一 災害その他緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められるとき。

二 その他特に必要があると認められるとき。

2 統括管理者は、前項に規定する措置をとらせる必要がなくなったときは、直ちに関係無線局の通信管理者にその旨を通知しなければならない。

(無線局の管理)

第16条 通信管理者は、その属する無線局の運用状況等を把握し、当該無線局がその機能を十分に発揮できるよう管理しなければならない。

(事故の措置)

第17条 通信担当者は、その属する無線局が事故のため通信を行うことができなくなったときは、直ちに必要な措置をとるとともに、速やかにその旨をその属する無線局の通信管理者及び通信取扱責任者に報告しなければならない。

2 統制局の通信管理者は、前項の報告があったときは、速やかに統括管理者にその旨を報告しなければならない。

3 通信取扱責任者は、当該事故の発生から復旧に至る経緯を記録しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、無線局の管理、通信の方法等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和53年2月1日から施行する。

附 則 (最終)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（第2条第2項関係）

区分	識別信号（呼称）	設置場所	局種別
県庁	1 ほうさいさいだま	埼玉県庁	無線局
	2 (ほうさいききかんりほうさいせんたー)	危機管理防災センター	端末局
中継局	1 ほうさいどうだいら	堂平山中継所	無線局
	2 ほうさいちちぶこうげん	秩父高原中継所	無線局
支部局	1 ほうさいさいだましぶ	浦和合同庁舎（さいたま県税事務所）	無線局
	2 (ほうさいかわぐちしぶ)	川口地方庁舎（南部 地域振興センター）	端末局
	3 ほうさいあさかしぶ	朝霞地方庁舎（南西部 地域振興センター）	無線局
	4 ほうさいかすかべしぶ	春日部地方庁舎（東部 地域振興センター）	無線局
	5 ほうさいあげおしぶ	上尾地方庁舎（県央 地域振興センター）	無線局
	6 ほうさいかわごえしぶ	川越地方庁舎（川越比企地域振興センター）	無線局
	7 ほうさいとこざわしぶ	所沢地方庁舎（西部 地域振興センター）	無線局
	8 ほうさいぎょうだしぶ	行田地方庁舎（利根 地域振興センター）	無線局
	9 ほうさいくまがやしぶ	熊谷地方庁舎（北部 地域振興センター）	無線局
	10 ほうさいちちぶしぶ	秩父地方庁舎（秩父 地域振興センター）	無線局
県税事務所局	1 ほうさいひがしまつやまちほうちようしゃ	東松山地方庁舎（東松山県税事務所）	無線局
	2 ほうさいほんじょうちほうちようしゃ	本庄地方庁舎（本庄県税事務所）	無線局
	3 ほうさいはんのうちほうちようしゃ	飯能合同庁舎（飯能県税事務所）	無線局
	4 ほうさいこしがやちほうちようしゃ	越谷合同庁舎（越谷県税事務所）	無線局
防災航空センター局	1 ほうさいこうくうせんたー	防災航空センター	無線局
消防学校局	1 (ほうさいしやうほうがっこう)	消防学校	端末局
	2 (ほうさいちゆうおうほうさいきち)	中央防災基地	端末局
防災基地局	1 (ほうさいにいざほいさいきち)	新座防災基地	端末局
	2 (ほうさいこしがやほうさいきち)	越谷防災基地	端末局
	3 (ほうさいちちぶほうさいきち)	秩父防災基地	端末局
	4 (ほうさいくまがやほうさいきち)	熊谷防災基地	端末局
	5 (ほうさいこうのすほけん)	鴻巣保健所	端末局
保健所局	1 (ほうさいさやまほけん)	狭山保健所	端末局
	2 (ほうさいさかどほけん)	坂戸保健所	端末局
	3 (ほうさいひがしまつやまほけん)	東松山保健所	端末局
	4 (ほうさいちちぶほけん)	秩父保健所	端末局
	5 (ほうさいほんじょうほけん)	本庄保健所	端末局
	6 (ほうさいくまがやほけん)	熊谷保健所	端末局
	7 (ほうさいかすかべほけん)	春日部保健所	端末局
	8 (ほうさいさってほけん)	幸手保健所	端末局
	9 (ほうさいかわぐちほけん)	川口保健所	端末局
	10 (ほうさいあさかほけん)	朝霞保健所	端末局
	11 (ほうさいかぞほけん)	加須保健所	端末局
	12 (ほうさいそうかほけん)	草加保健所	端末局
	農林局	1 ほうさいちちぶのうりん	秩父農林振興センター
2 (ほうさいよりいりんぎやう)		寄居林業事務所	端末局
県土整備局	1 ほうさいさいだまけん	さいたま県土整備事務所	無線局
	2 (ほうさいあさかけん)	朝霞県土整備事務所	端末局
	3 (ほうさいきたもとけん)	北本県土整備事務所	端末局
	4 ほうさいかわごえけん	川越県土整備事務所	無線局
	5 ほうさいはんのうけん	飯能県土整備事務所	無線局
	6 (ほうさいひがしまつやまけん)	東松山県土整備事務所	端末局
	7 ほうさいちちぶけん	秩父県土整備事務所	無線局
	8 ほうさいほんじょうけん	本庄県土整備事務所	無線局
	9 ほうさいくまがやけん	熊谷県土整備事務所	無線局
	10 ほうさいぎょうだけん	行田県土整備事務所	無線局
	11 (ほうさいこしがやけん)	越谷県土整備事務所	端末局
	12 ほうさいすぎとけん	杉戸県土整備事務所	無線局
	13 ほうさいそうごうちすい	総合治水事務所	無線局
上水道局	1 (ほうさいおおくぼじょうすいじょう)	大久保浄水場	端末局
	2 (ほうさいしやうわじょうすいじょう)	庄和浄水場	端末局
	3 (ほうさいぎょうだじょうすいじょう)	行田浄水場	端末局
	4 (ほうさいしんみさとじょうすいじょう)	新三郷浄水場	端末局
	5 (ほうさいよしみじょうすいじょう)	吉見浄水場	端末局
下水道局	1 (ほうさいあらかわさかんほくぶげすい)	荒川左岸北部下水道事務所	端末局
	2 (ほうさいあらかわさかんなんぶげすい)	荒川左岸南部下水道事務所	端末局
	3 (ほうさいあらかわさかんげすい)	荒川右岸下水道事務所	端末局
	4 (ほうさいなかがわけすい)	中川下水道事務所	端末局
県立病院等局	1 (ほうさいじゅんかんき・こきゆうきびょうせんたー)	循環器・呼吸器病センター	端末局
	2 (ほうさいがんせんたー)	がんセンター	端末局
	3 (ほうさいしやうにいりょうせんたー)	小児医療センター	端末局
	4 (ほうさいせいしんいりょうせんたー)	精神医療センター	端末局
	5 (ほうさいそうごうりはびりてーしよんせんたー)	総合リハビリテーションセンター	端末局

区分	識別信号（呼称）	設置場所	局種別
市町村局	1 (ぼうさいさいたまし)	さいたま市役所	端末局
	2 (ぼうさいかわごえ)	川越市役所	端末局
	3 (ぼうさいくまがや)	熊谷市役所	端末局
	4 (ぼうさいかわぐち)	川口市役所	端末局
	5 (ぼうさいぎょうだ)	行田市役所	端末局
	6 (ぼうさいちちぶ)	秩父市役所	端末局
	7 (ぼうさいところざわ)	所沢市役所	端末局
	8 (ぼうさいほんのう)	飯能市役所	端末局
	9 (ぼうさいかぞ)	加須市役所	端末局
	10 (ぼうさいほんじょう)	本庄市役所	端末局
	11 (ぼうさいひがしまつやま)	東松山市役所	端末局
	12 (ぼうさいかすかべ)	春日部市役所	端末局
	13 (ぼうさいさやま)	狭山市役所	端末局
	14 (ぼうさいほにゅう)	羽生市役所	端末局
	15 (ぼうさいこうのす)	鴻巣市役所	端末局
	16 (ぼうさいふかや)	深谷市役所	端末局
	17 (ぼうさいあげお)	上尾市役所	端末局
	18 (ぼうさいそうか)	草加市役所	端末局
	19 (ぼうさいこしがや)	越谷市役所	端末局
	20 (ぼうさいわらび)	蕨市役所	端末局
	21 (ぼうさいとだ)	戸田市役所	端末局
	22 (ぼうさいいるま)	入間市役所	端末局
	23 (ぼうさいあさか)	朝霞市役所	端末局
	24 (ぼうさいしき)	志木市役所	端末局
	25 (ぼうさいわこう)	和光市役所	端末局
	26 (ぼうさいにいざ)	新座市役所	端末局
	27 (ぼうさいおげがわ)	桶川市役所	端末局
	28 (ぼうさいくき)	久喜市役所	端末局
	29 (ぼうさいきたもと)	北本市役所	端末局
	30 (ぼうさいやしお)	八潮市役所	端末局
	31 (ぼうさいふじみ)	富士見市役所	端末局
	32 (ぼうさいみさとし)	三郷市役所	端末局
	33 (ぼうさいはずだ)	蓮田市役所	端末局
	34 (ぼうさいさかど)	坂戸市役所	端末局
	35 (ぼうさいさって)	幸手市役所	端末局
	36 (ぼうさいつるがしま)	鶴ヶ島市役所	端末局
	37 (ぼうさいひたか)	日高市役所	端末局
	38 (ぼうさいよしかわ)	吉川市役所	端末局
	39 (ぼうさいふじみの)	ふじみ野市役所	端末局
	40 (ぼうさいしらおか)	白岡市役所	端末局
	41 (ぼうさいいな)	伊奈町役場	端末局
	42 (ぼうさいみよし)	三芳町役場	端末局
	43 (ぼうさいもろやま)	毛呂山町役場	端末局
	44 (ぼうさいおごせ)	越生町役場	端末局
	45 (ぼうさいなめかわ)	滑川町役場	端末局
	46 (ぼうさいらんざん)	嵐山町役場	端末局
	47 (ぼうさいおがわ)	小川町役場	端末局
	48 (ぼうさいかわしま)	川島町役場	端末局
	49 (ぼうさいよしみ)	吉見町役場	端末局
	50 (ぼうさいほとやま)	鳩山町役場	端末局
	51 (ぼうさいときがわ)	ときがわ町役場	端末局
	52 (ぼうさいよこぜ)	横瀬町役場	端末局
	53 (ぼうさいみなの)	皆野町役場	端末局
	54 (ぼうさいながとろ)	長瀬町役場	端末局
	55 (ぼうさいおがの)	小鹿野町役場	端末局
	56 (ぼうさいひがしちちぶ)	東秩父村	端末局
	57 (ぼうさいみさと)	美里町役場	端末局
	58 (ぼうさいかみかわ)	神川町役場	端末局
	59 (ぼうさいかみさと)	上里町役場	端末局
	60 (ぼうさいよりい)	寄居町役場	端末局
	61 (ぼうさいみやしろ)	宮代町役場	端末局
	62 (ぼうさいすぎと)	杉戸町役場	端末局
	63 (ぼうさいまつぶし)	松伏町役場	端末局

区分	識別信号（呼称）	設置場所	局種別
消防本局	1 (ぼうさいさいたまししょうぼうきょく)	さいたま市消防局	端末局
	2 (ぼうさいくまがやししょうぼうほんぶ)	熊谷市消防本部	端末局
	3 (ぼうさいかわぐちししょうぼうきょく)	川口市消防局	端末局
	4 (ぼうさいきょうだししょうぼうほんぶ)	行田市消防本部	端末局
	5 (ぼうさいかすかべししょうぼうほんぶ)	春日部市消防本部	端末局
	6 (ぼうさいほにゅうししょうぼうほんぶ)	羽生市消防本部	端末局
	7 (ぼうさいふかやししょうぼうほんぶ)	深谷市消防本部	端末局
	8 (ぼうさいあげおししょうぼうほんぶ)	上尾市消防本部	端末局
	9 (ぼうさいこしがやししょうぼうきょく)	越谷市消防本局	端末局
	10 (ぼうさいわらびししょうぼうほんぶ)	蕨市消防本部	端末局
	11 (ぼうさいとだししょうぼうほんぶ)	戸田市消防本部	端末局
	12 (ぼうさいみさとししょうぼうほんぶ)	三郷市消防本部	端末局
	13 (ぼうさいはずだししょうぼうほんぶ)	蓮田市消防本部	端末局
	14 (ぼうさいけんなんせいぶしょうぼうほんぶ)	埼玉県南西部消防本部	端末局
	15 (ぼうさいちちぶしょうぼうほんぶ)	秩父消防本部	端末局
	16 (ぼうさいいるまとうぶしょうぼうほんぶ)	入間東部地区事務組合消防本部	端末局
	17 (ぼうさいよしかわまつぶししょうぼうほんぶ)	吉川松伏消防組合消防本部	端末局
	18 (ぼうさいこだまぐんししょうぼうほんぶ)	児玉都市広域消防本部	端末局
	19 (ぼうさいさかどつるがしまししょうぼうほんぶ)	坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部	端末局
	20 (ぼうさいひきこういきしょうぼうほんぶ)	比企広域消防本部	端末局
	21 (ぼうさいかわごえちくしょうぼうきょく)	川越地区消防局	端末局
	22 (ぼうさいけんおうこういきしょうぼうほんぶ)	埼玉県中央広域消防本部	端末局
	23 (ぼうさいにしいるまこういきしょうぼうほんぶ)	西入間広域消防組合消防本部	端末局
	24 (ぼうさいさいたませいぶしょうぼうほんぶ)	埼玉西部消防局	端末局
	25 (ぼうさいさいたませいぶちいきしょうぼうしれい)	埼玉西部地域消防指令センター	端末局
	26 (ぼうさいとうぶしょうぼうくみあいしょうぼうきょく)	埼玉東部消防組合消防局	端末局
	27 (ぼうさいそうかやしおしょうぼうきょく)	草加八潮消防局	端末局

区分	識別信号(呼称)	設置場所	局種別
自衛隊	1 (ぼうさいおみやじえいたい)	陸上自衛隊第32普通科連隊	端末局
气象台	1 ぼうさいくまがやきしょう	熊谷地方气象台	無線局
放送	1 (ぼうさいえぬえつちけいらわ)	日本放送協会さいたま放送局	端末局
	2 (ぼうさいでれびさいたま)	テレビ埼玉	端末局
	3 (ぼうさいえふえむさいたま)	エフエムナックファイブ	端末局
通信	1 (ぼうさいえぬていてい)	N T T 東日本埼玉支店	端末局
	2 (ぼうさいどこも)	ドコモCS埼玉支店	端末局
	3 (ぼうさいけーていーていーあい)	KDDI 小山ネットワークセンター	端末局
電力	1 (ぼうさいとうきょうでんりょく)	東京電力パワーグリッド埼玉総支社	端末局
ガス	1 (ぼうさいとうきょうがす)	東京ガスネットワーク埼玉支社	端末局
	2 (ぼうさいふしゅうがす)	武州ガス	端末局
	3 (ぼうさいとうきょうがす)	東彩ガス	端末局
	4 (ぼうさいえるびーがすきょうかい)	埼玉県LPガス協会	端末局
鉄道	1 (ぼうさいじえいあーるおみや)	JR東日本大宮支社	端末局
	2 (ぼうさいじえいあーるたかさき)	JR東日本高崎支社	端末局
	3 (ぼうさいとうぶてつどう)	東武鉄道	端末局
	4 (ぼうさいせいぶてつどう)	西武鉄道	端末局
	5 (ぼうさいちちぶてつどう)	秩父鉄道	端末局
	6 (ぼうさいしんとしこうつう)	埼玉新都市交通	端末局
	7 (ぼうさいこうそくてつどう)	埼玉高速鉄道	端末局
	8 (ぼうさいしゅとけんしんとしつどう)	首都圏新都市鉄道	端末局
バス	1 (ぼうさいばすきょうかい)	埼玉県バス協会	端末局
道路	1 (ぼうさいひがしにほんこうぞく)	東日本高速道路関東支社	端末局
	2 (ぼうさいしゅとこうそくどうろ)	首都高速道路	端末局
物流	1 (ぼうさいとらっくきょうかい)	埼玉県トラック協会	端末局
	2 (ぼうさいにほんつうりん)	日本通運埼玉支店	端末局
物資	1 (ぼうさいなんぶ)	ナンプ	端末局
	2 (ぼうさいせんどのうさいたま)	全農埼玉県本部	端末局
	3 (ぼうさいそうこきょうかい)	埼玉県倉庫協会	端末局
金融	1 (ぼうさいさいたまりぞな)	埼玉りぞな銀行	端末局
日赤	1 (ぼうさいにほんせきしゅうち)	日本赤十字社埼玉県支部	端末局
防災関係機関	1 (ぼうさいさいたまにっせき)	さいたま赤十字病院	端末局
	2 (ぼうさいほうえいだい)	防衛医科大学校	端末局
	3 (ぼうさいさいたまいだいそうごういりょうせんたー)	埼玉医科大学総合医療センター	端末局
	4 (ぼうさいふかやにっせき)	深谷赤十字病院	端末局
	5 (ぼうさいかわぐちいりょうせんたー)	川口市立医療センター	端末局
	6 (ぼうさいきたぎとめでいかる)	北里大学 行 川センター	端末局
	7 (ぼうさいかそびょういん)	埼玉県済生会加須病院	端末局
	8 (ぼうさいじちだい)	自治医科大学付属さいたま医療センター	端末局
	9 (ぼうさいとっきょうだい)	獨協医科大学越谷病院	端末局
	10 (ぼうさいさいたましりつびょういん)	さいたま市立病院	端末局
	11 (ぼうさいさいせいいかかわぐち)	埼玉県済生会川口病院	端末局
	12 (ぼうさいさいたまいだいこくさいいりょうせんたー)	埼玉医科大学国際医療センター	端末局
	13 (ぼうさいぎょうだそうごうびょういん)	行田総合病院	端末局
	14 (ぼうさいしんくきそうごうびょういん)	新久喜総合病院	端末局
	15 (ぼうさいこくりつさいたまびょういん)	国立病院機構埼玉病院	端末局
	16 (ぼうさいそうかしりつびょういん)	草加市立病院	端末局
	17 (ぼうさいさいたまいかだいがくびょういん)	埼玉医科大学病院	端末局
	18 (ぼうさいさいたましみんいりょうせんたー)	さいたま市民医療センター	端末局
	19 (ぼうさいはにゅうそうごうびょういん)	羽生総合病院	端末局
	20 (ぼうさいあげおちゅうおうそうごうびょういん)	上尾中央総合病院	端末局
	21 (ぼうさいとだちゅうおうそうごうびょういん)	戸田中央総合病院	端末局
医療関係	1 (ぼうさいさいたまけんいしかい)	埼玉県医師会	端末局
	2 (ぼうさいいしかい)	埼玉県歯科医師会	端末局
	3 (ぼうさいさいたまかんぎょうかい)	埼玉県看護協会	端末局
	4 (ぼうさいうらわいしかい)	浦和医師会	端末局
	5 (ぼうさいさいたましよのいしかい)	さいたま市与野医師会	端末局
	6 (ぼうさいあさかちくいしかい)	朝霞地区医師会	端末局
	7 (ぼうさいところざわいしかい)	所沢市医師会	端末局
	8 (ぼうさいそうかしやしおいしかい)	草加市八潮医師会	端末局
	9 (ぼうさいこしがやしおいしかい)	越谷市医師会	端末局
	10 (ぼうさいかわぐちいしかい)	川口市医師会	端末局
	11 (ぼうさいわらびとだいしかい)	蕨・戸田市医師会	端末局
	12 (ぼうさいみなみさいたまぐんいしかい)	南埼玉都市医師会	端末局
	13 (ぼうさいいわつきいしかい)	岩槻医師会	端末局
	14 (ぼうさいかすかべいしかい)	春日部市医師会	端末局
	15 (ぼうさいよしかわまつぶしいしかい)	吉川松伏医師会	端末局
	16 (ぼうさいほくさいほくふいしかい)	北粂北部医師会	端末局
	17 (ぼうさいほんのうちくいしかい)	飯能地区医師会	端末局
	18 (ぼうさいかわこえいしかい)	川越市医師会	端末局
	19 (ぼうさいいるまちくいしかい)	入間地区医師会	端末局
	20 (ぼうさいひがしいるまいしかい)	東入間医師会	端末局
	21 (ぼうさいひきいしかい)	比企医師会	端末局
	22 (ぼうさいおみやいしかい)	大宮医師会	端末局
	23 (ぼうさいきたあたちぐんいしかい)	北足立群市医師会	端末局
	24 (ぼうさいあげしおいしかい)	上尾市医師会	端末局
	25 (ぼうさいほんじょうこたまいしかい)	本庄市児玉都市医師会	端末局
	26 (ぼうさいぎょうだしいしかい)	行田市医師会	端末局
	27 (ぼうさいきたさいたまいしかい)	北埼玉医師会	端末局
	28 (ぼうさいくまがやしおいしかい)	熊谷市医師会	端末局
	29 (ぼうさいふかやおおさといしかい)	深谷市・大里都市医師会	端末局
	30 (ぼうさいちちぶぐんいしかい)	秩父都市医師会	端末局
	31 (ぼうさいさかどつるがしまいしかい)	坂戸鶴ヶ島医師会	端末局
	32 (ぼうさいさやましいしかい)	狭山市医師会	端末局
	33 (ぼうさいさいたまいだいいしかい)	埼玉医科大学医師会	端末局
	34 (ぼうさいみさとしいしかい)	三郷市医師会	端末局
大規模施設	1 (ぼうさいすーぱーありーな)	さいたまスーパーアリーナ	端末局
	2 (ぼうさいさいたますたじあむ)	埼玉スタジアム2002	端末局
	3 (ぼうさいさいくまがやどーむ)	熊谷ドーム	端末局
地上無線局 246	無線局 28	端末局 218	

別表2（第2条第3項関係）

区分	識別信号（併設先）	設置場所	局種別
統制局	1 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード地球	埼玉県庁	地球局
支部局	1 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V044(N)	浦和合同庁舎（さいたま県税事務所）	VSAT局
	2 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V053(N)	川口地方庁舎（南部地域振興センター）	〃
	3 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V041(N)	朝霞地方庁舎（南西部地域振興センター）	〃
	4 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V045(N)	春日部地方庁舎（東部地域振興センター）	〃
	5 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V056(N)	上尾地方庁舎（県央地域振興センター）	〃
	6 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V049(N)	川越地方庁舎（川越比企地域振興センター）	〃
	7 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V042(N)	所沢地方庁舎（西部地域振興センター）	〃
	8 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V057(N)	行田地方庁舎（利根地域振興センター）	〃
	9 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V054(N)	熊谷地方庁舎（北部地域振興センター）	〃
	10 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V052(N)	秩父地方庁舎（秩父地域振興センター）	〃
県税事務所局	1 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V048(N)	東松山地方庁舎（東松山県税事務所）	〃
	2 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V051(N)	本庄地方庁舎（本庄県税事務所）	〃
	3 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V047(N)	飯能合同庁舎（飯能県税事務所）	〃
	4 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V055(N)	越谷合同庁舎（越谷県税事務所）	〃
防災航空センター局	1 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V043(N)	防災航空センター	〃
消防学校局	1 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V004(N)	消防学校	〃
保健所局	1 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V166(N)	鴻巣保健所	〃
	2 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V171(N)	狭山保健所	〃
	3 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V169(N)	坂戸保健所	〃
	4 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V172(N)	東松山保健所	〃
	5 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V173(N)	秩父保健所	〃
	6 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V174(N)	本庄保健所	〃
	7 (LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V054(N))	熊谷保健所	併設局
	8 (LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V045(N))	春日部保健所	併設局
	9 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V178(N)	幸手保健所	VSAT局
	10 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V164(N)	川口保健所	〃
	11 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V165(N)	朝霞保健所	〃
	12 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V177(N)	加須保健所	〃
	13 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V167(N)	草加保健所	〃
農林局	1 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V180(N)	秩父農林振興センター	〃
	2 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V181(N)	寄居林業事務所	〃
県土整備局	1 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V111(N)	さいたま県土整備事務所	〃
	2 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V182(N)	朝霞県土整備事務所	〃
	3 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V112(N)	北本県土整備事務所	〃
	4 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V113(N)	川越県土整備事務所	〃
	5 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V114(N)	飯能県土整備事務所	〃
	6 (LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V048(N))	東松山県土整備事務所	併設局
	7 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V115(N)	秩父県土整備事務所	VSAT局
	8 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V116(N)	本庄県土整備事務所	〃
	9 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V117(N)	熊谷県土整備事務所	〃
	10 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V118(N)	行田県土整備事務所	〃
	11 (LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V055(N))	越谷県土整備事務所	併設局
	12 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V119(N)	杉戸県土整備事務所	VSAT局
	13 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V184(N)	総合治水事務所	〃
県立病院等局	1 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V258(N)	埼玉県立小児医療センター	〃

区分	識別信号（併設先）	設置場所	局種別
市町村局	1 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V223(N)	さいたま市役所	VSAT局
	2 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V005(N)	川越市役所	//
	3 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V106(N)	熊谷市役所	//
	4 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V008(N)	川口市役所	//
	5 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V057(N)	行田市役所	//
	6 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V079(N)	秩父市役所	//
	7 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V058(N)	所沢市役所	//
	8 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V059(N)	飯能市役所	//
	9 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V098(N)	加須市役所	//
	10 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V060(N)	本庄市役所	//
	11 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V102(N)	東松山市役所	//
	12 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V029(N)	春日部市役所	//
	13 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V061(N)	狭山市役所	//
	14 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V078(N)	羽生市役所	//
	15 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V007(N)	鴻巣市役所	//
	16 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V077(N)	深谷市役所	//
	17 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V030(N)	上尾市役所	//
	18 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V032(N)	草加市役所	//
	19 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V033(N)	越谷市役所	//
	20 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V034(N)	蕨市役所	//
	21 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V035(N)	戸田市役所	//
	22 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V062(N)	入間市役所	//
	23 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V009(N)	朝霞市役所	//
	24 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V104(N)	志木市役所	//
	25 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V011(N)	和光市役所	//
	26 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V012(N)	新座市役所	//
	27 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V013(N)	桶川市役所	//
	28 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V014(N)	久喜市役所	//
	29 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V015(N)	北本市役所	//
	30 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V016(N)	八潮市役所	//
	31 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V017(N)	富士見市役所	//
	32 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V063(N)	三郷市役所	//
	33 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V037(N)	蓮田市役所	//
	34 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V018(N)	坂戸市役所	//
	35 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V019(N)	幸手市役所	//
	36 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V020(N)	鶴ヶ島市役所	//
	37 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V110(N)	日高市役所	//
	38 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V064(N)	吉川市役所	//
	39 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V036(N)	ふじみ野市役所	//
	40 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V025(N)	白岡市役所	//
	41 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V038(N)	伊奈町役場	//
	42 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V023(N)	三芳町役場	//
	43 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V103(N)	毛呂山町役場	//
	44 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V097(N)	越生町役場	//
	45 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V065(N)	滑川町役場	//
	46 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V089(N)	嵐山町役場	//
	47 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V090(N)	小川町役場	//
	48 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V067(N)	川島町役場	//
	49 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V068(N)	吉見町役場	//
	50 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V069(N)	鳩山町役場	//
	51 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V066(N)	ときがわ町役場	//
	52 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V081(N)	横瀬町役場	//

区分	識別信号（併設先）	設置場所	局種別
市町村局	53 L ASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V093(N)	皆野町役場	VSAT局
	54 L ASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V070(N)	長瀬町役場	//
	55 L ASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V082(N)	小鹿野町役場	//
	56 L ASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V094(N)	東秩父村役場	//
	57 L ASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V085(N)	美里町役場	//
	58 L ASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V092(N)	神川町役場	//
	59 L ASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V083(N)	上里町役場	//
	60 L ASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V095(N)	寄居町役場	//
	61 L ASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V024(N)	宮代町役場	//
	62 L ASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V109(N)	杉戸町役場	//
63 L ASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V040(N)	松伏町役場	//	
消防本部局	1 (L ASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V223(N))	さいたま市消防局	併設局
	2 L ASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V148(N)	熊谷市消防本部	VSAT局
	3 L ASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V120(N)	川口市消防局	//
	4 L ASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V121(N)	行田市消防本部	//
	5 L ASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V124(N)	春日部市消防本部	//
	6 L ASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V126(N)	羽生市消防本部	//
	7 L ASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V155(N)	深谷市消防本部	//
	8 L ASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V127(N)	上尾市消防本部	//
	9 L ASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V185(N)	越谷市消防局	//
	10 L ASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V130(N)	蕨市消防本部	//
	11 L ASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V131(N)	戸田市消防本部	//
	12 L ASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V135(N)	三郷市消防本部	//
	13 L ASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V136(N)	蓮田市消防本部	//
	14 L ASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V157(N)	埼玉県南西部消防本部	//
	15 L ASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V144(N)	秩父消防本部	//
	16 L ASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V145(N)	入間東部地区消防組合消防本部	//
	17 L ASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V146(N)	吉川松伏消防組合消防本部	//
	18 L ASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V147(N)	児玉郡市広域消防本部	//
	19 L ASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V150(N)	坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部	//
	20 L ASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V149(N)	比企広域消防本部	//
	21 L ASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V151(N)	川越地区消防局	//
	22 L ASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V153(N)	埼玉県中央広域消防本部	//
	23 L ASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V154(N)	西入間広域消防組合消防本部	//
	24 L ASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V122(N)	埼玉西部消防局	//
	25 L ASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V143(N)	埼玉東部消防組合消防局	//
	26 L ASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V134(N)	草加八潮消防	//

区分	識別信号（併設先）	設置場所	局種別	
防 災 関 係 機 関 局	自衛隊	1 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V158(N)	陸上自衛隊第32普通科連隊	VSAT局
	气象台	1 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V186(N)	熊谷地方气象台	〃
	放送	1 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V187(N)	日本放送協会さいたま放送局	〃
		2 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V188(N)	テレビ埼玉	〃
		3 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V189(N)	エフエムナックファイブ	〃
	通信	1 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V190(N)	NTT東日本埼玉支店	〃
	電力	2 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V191(N)	東京電力パワーグリッド埼玉総支社	〃
	ガス	3 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V192(N)	東京ガスネットワーク埼玉支社	〃
	通信	4 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V211(N)	ドコモCS埼玉支店	〃
		5 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V212(N)	KDDI小山ネットワークセンター	〃
	災害拠点病院	1 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V193(N)	日本赤十字社埼玉県支部	〃
		2 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V194(N)	さいたま赤十字病院	〃
		3 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V196(N)	防衛医科大学校	〃
		4 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V197(N)	埼玉医科大学総合医療センター	〃
		5 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V195(N)	深谷赤十字病院	〃
		6 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V198(N)	川口市立医療センター	〃
		7 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V199(N)	北里大学アィカセンター	〃
		8 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V200(N)	埼玉県済生会加須病院	〃
		9 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V201(N)	自治医科大学付属さいたま医療センター	〃
		10 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V202(N)	獨協医科大学越谷病院	〃
		11 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V213(N)	壮幸会行田総合病院	〃
		12 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V214(N)	久喜総合病院	〃
13 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V215(N)		埼玉医科大学国際医療センター	〃	
14 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V216(N)		国立病院機構埼玉病院	〃	
15 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V219(N)		さいたま市立病院	〃	
16 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V220(N)		埼玉県済生会川口病院	〃	
17 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V221(N)		草加市立病院	〃	
18 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V222(N)		埼玉医科大学病院	〃	
19 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V224(N)		さいたま市民医療センター	〃	
20 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V225(N)		羽生総合病院	〃	
21 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V226(N)		上尾中央総合病院	〃	
22 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V227(N)		戸田中央総合病院	〃	
鉄道	1 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V203(N)	JR東日本大宮支社	〃	
	2 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V204(N)	JR東日本高崎支社	〃	
	3 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V205(N)	西武鉄道	〃	
	4 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V206(N)	秩父鉄道	〃	
	5 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V207(N)	埼玉新都市交通	〃	
	6 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V168(N)	埼玉高速鉄道	〃	
	7 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V128(N)	首都圏新都市鉄道	〃	
道路	8 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V217(N)	首都高速道路	〃	
物流	9 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V218(N)	日本通運埼玉支店	〃	
	10 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V209(N)	埼玉県トラック協会	〃	
衛星可搬局	1 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V001(N)	埼玉県庁	可搬地球局	
	2 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V002(N)	熊谷防災基地	〃	
	3 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V003(N)	埼玉西部地域消防指令センター	〃	
	4 LASCOM埼玉県埼玉スーパーバード可搬地球V210	埼玉県浦和合同庁舎	〃	

衛星局合計181局、（地球局1、可搬地球局171局、衛星可搬局4局、併設局5局）

別表3 (第2条第4項関係)

設置機関・部所名		設置場所	識別信号
中継所	堂平山中継所	堂平山中継所 2F	ぼうさいどうだいら 第一全県第二全県
			ぼうさいどうだいら 携帯基地
			ぼうさいどうだいら2 固定
幹部・各課	秘書課	本庁舎2F事務室 南東側	さいたま 101
	知事公用車	知事公用車のトランク	さいたま 102
	知事	本庁舎2F 知事室南東側 白色箱入	さいたま 103
	副知事用	本庁舎2F 副知事室南東側 白色箱入	さいたま 104
	出納局総務課 会計管理者	別館2F事務所 南側会計管理担当机上	さいたま 105
	議会総務課 議長	議会棟1F事務室 西側総務課机上	さいたま 106
	議会総務課 副議長	議会棟1F事務室 西側車輛係机上	さいたま 107
	副知事車	副知事公用車のトランク	さいたま 108
	知事公館	知事公館の中2F部屋の窓側棚上	さいたま 109
	防災行政無線担当主幹	8F消防課	さいたま 112
	出納局総務課	別館2F事務所 南側黄色箱入	さいたま 115
	教育局総務課	第二庁舎4F 南側総務幹の後ろの棚上	さいたま 116
	議会総務課	議会棟1F事務室 西側ロッカー上	さいたま 117
公園スタジアム課 (スタジアム2002)	第二庁舎2F 南側同課廊下側棚上	さいたま 118	
東京事務所	都道府県会館8F南西側 会議室入口	さいたま 119	
支部	さいたま支部(さいたま県税事務所)	地下P日産ADバン大宮400の7065	さいたましづ 301
		合同庁舎1F	さいたましづ 1
		県税事務所	さいたましづ 101
		北側の事務室	さいたましづ 102
	川越支部(川越比企地域振興センター)	地下Pトヨタ・プリウス川越300す6466	かわごえしづ 301
		ウェスタ川越4F事務所プリンター室	かわごえしづ 1
			かわごえしづ 101
			かわごえしづ 102
	秩父支部(秩父地域振興センター)	日産・熊谷400そ9388	ちちぶしづ 301
		事務室 北側	ちちぶしづ 1
			ちちぶしづ 101
			ちちぶしづ 102
	熊谷支部(北部地域振興センター)	駐車場 南側トヨタ・熊谷300め0029	くまがやしづ 301
		1F事務室窓際PCラック上	くまがやしづ 1
			くまがやしづ 101
			くまがやしづ 102
	行田支部(利根地域振興センター)	ホンダ・熊谷501ね3744	ぎょうだしづ 301
		1F事務室 窓際PCラック横	ぎょうだしづ 1
			ぎょうだしづ 101
			ぎょうだしづ 102
	春日部支部(東部地域振興センター)	ホンダ・春日部501む2359	かすかべしづ 301
		事務室防災電話付近	かすかべしづ 1
			かすかべしづ 101
			かすかべしづ 102
上尾支部(県央地域振興センター)	トヨタ・大宮502ま887	あげおしづ 301	
	1F事務室左手奥防災機器付近	あげおしづ 1	
		あげおしづ 101	
		あげおしづ 102	
川口支部(南部地域振興センター)	ホンダ・川口500さ4956	かわぐちしづ 301	
	2F事務室PCラック上地震計付近	かわぐちしづ 1	
		かわぐちしづ 101	
		かわぐちしづ 102	
朝霞支部(南西部地域振興センター)	ホンダ・所沢501も7324	あさかしづ 301	
	事務所入って正面 中央付近	あさかしづ 1	
		あさかしづ 101	
		あさかしづ 102	
所沢支部(西部地域振興センター)	トヨタ・プリウス所沢301た4631	ところざわしづ 301	
	2F事務室防災電話付近	ところざわしづ 1	
		1F車庫横の会議室	ところざわしづ 101
		2F事務室防災電話付近	ところざわしづ 102

設置機関・部所名	設置場所	識別信号	
県土	河川砂防課	県民センターB1F日産・大宮800せ3676	かせんさぼう 301
		第二庁舎2F打合せ室中央	かせんさぼう 1
			かせんさぼう 101
	道路環境課	県民センターB1Fスズキ・大宮さ7538	どうろかんきょう 301
		第二庁舎3F窓際TVボード横	どうろかんきょう 1
			どうろかんきょう 101
	さいたま県土整備事務所	トヨタ・大宮800そ617	さいたまけんどう 301
		三菱・大宮800す7107	さいたまけんどう 302
		日産・大宮46た9536	さいたまけんどう 303
		2F応接エリア	さいたまけんどう 1
		常時4箇所の排水機場 (鴨川・芝川・三領・笹目川) に設置	さいたまけんどう 101
			さいたまけんどう 102
	朝霞県土整備事務所	三菱・所沢800せ1087	あさかけんどう 301
		トヨタ・所沢800す8418	あさかけんどう 302
		事務室入って左手中央付近 書類棚「F-17」上	あさかけんどう 1
			あさかけんどう 101
	北本県土整備事務所	マツダ・大宮800す2714	きたもとけんどう 301
		トヨタ・大宮800せ9970	きたもとけんどう 302
		トヨタ・大宮800そ1286	きたもとけんどう 303
事務所 窓際の機器棚上		きたもとけんどう 1	
		きたもとけんどう 101	
		きたもとけんどう 102	
川越県土整備事務所	日産・川越800さ2834	かわごえけんどう 301	
	トヨタ・川越800さ1595	かわごえけんどう 302	
	トヨタ・川越800さ1780	かわごえけんどう 303	
	事務所窓際棚上	かわごえけんどう 1	
		かわごえけんどう 101	
飯能県土整備事務所	トヨタ・所沢800せ1830	はんのうけんどう 301	
	トヨタ・所沢800す8455	はんのうけんどう 302	
	日産・所沢800せ3007	はんのうけんどう 303	
	2F事務所北側 窓付近	はんのうけんどう 1	
	2F事務所事務机上	はんのうけんどう 101	
東松山県土整備事務所	日産・熊谷800す6771	ひがしまつやまけんどう 301	
	トヨタ・熊谷800す6404	ひがしまつやまけんどう 302	
	トヨタ・熊谷800す5270	ひがしまつやまけんどう 303	
	事務室窓際書類棚「H-72」付近	ひがしまつやまけんどう 1	
秩父県土整備事務所	トヨタ・熊谷800す5271	ちちぶけんどう 301	
	トヨタ・熊谷800す4261	ちちぶけんどう 302	
	事務室窓際PCラック	ちちぶけんどう 1	
		ちちぶけんどう 2	
		ちちぶけんどう 101	
本庄県土整備事務所	日産・熊谷800す2139	ほんじょうけんどう 301	
	トヨタ・熊谷800す6406	ほんじょうけんどう 302	
	トヨタ・熊谷800す4777	ほんじょうけんどう 303	
	事務室書類棚上	ほんじょうけんどう 1	
熊谷県土整備事務所	日産エクストレイル・熊谷800す7838	くまがやけんどう 301	
	トヨタ・熊谷800す6405	くまがやけんどう 302	
	トヨタ・熊谷800す4778	くまがやけんどう 303	
	河川砂防担当窓側	くまがやけんどう 1	
	河川水位画面下本棚	くまがやけんどう 101	
行田県土整備事務所	三菱・熊谷800す446	ぎょうだけんどう 301	
	日産・熊谷800す6883	ぎょうだけんどう 302	
	トヨタ・熊谷800す5818	ぎょうだけんどう 303	
	事務室窓際書類棚上	ぎょうだけんどう 1	
越谷県土整備事務所	ホンダ・春日部800す5059	こしがやけんどう 301	
	トヨタ・春日部800す6162	こしがやけんどう 302	
	トヨタ・越谷800さ41	こしがやけんどう 303	

設置機関・部所名		設置場所	識別信号
県土	越谷県土整備事務所	事務室 窓際棚上鍵BOX横	こしがやけんど 1 こしがやけんど 1 0 1
	杉戸県土整備事務所	三菱・春日部800す1871	すぎとけんど 3 0 1
		日産・春日部800す9404	すぎとけんど 3 0 2
		事務室 窓際書類棚上	すぎとけんど 1 すぎとけんど 1 0 1 すぎとけんど 1 0 2
		1F事務室 窓付近	ごんげんどう 1
	杉戸県土整備事務所権現堂調節池	1F管理室 窓付近	ごんげんどう 2
		三菱パシエロ春日部800す3105	そうごうちすい 3 0 1
	総合治水事務所	事務室 窓際書類棚 (P Cラック)	そうごうちすい 1
			そうごうちすい 1 0 1
			そうごうちすい 1 0 2
農林	森づくり課	本庁舎5F事務所奥、西窓	りんむ 1
	秩父農林振興センター	事務室南側左手工事管理TB席後ろ	ちちぶのうりん 1
		事務室北側右手工業B席後ろ	ちちぶのうりん 2
		事務室南側左手工事管理TB席後ろ	ちちぶのうりん 1 0 1 ちちぶのうりん 1 0 2
	川越農林振興センター飯能事務所	担当者の後ろの窓際の棚に設置	かわごえのうりんはんのう 1
			かわごえのうりんはんのう 2
			かわごえのうりんはんのう 1 0 1 かわごえのうりんはんのう 1 0 2
	寄居林業事務所	据置1携帯101は 所長席後ろの窓際の棚 据置2携帯102は 部屋中央部の窓際の棚	よりいりんぎょう 1
			よりいりんぎょう 2
			よりいりんぎょう 1 0 1 よりいりんぎょう 1 0 2
防災基地	中央防災基地	執務室 南側	ちゅうおうぼうさいきち 1 0 1
	越谷防災基地	執務室 東側	こしがやぼうさいきち 1 0 1
	新座防災基地	執務室 窓際	にいざぼうさいきち 1 0 1
	秩父防災基地	執務室 東側	ちちぶぼうさいきち 1 0 1
	熊谷防災基地	執務室 西側	くまがやぼうさいきち 1 0 1
防災航空センター	MDX	ホンダ・熊谷800さ9241	ぼうさいこうくう 3 0 1
	アウトランダー	三菱・熊谷331つ1991	ぼうさいこうくう 3 0 2
	ステップワゴン	ホンダ・熊谷500ゆ4145	ぼうさいこうくう 3 0 3
	ハイエース	トヨタ・熊谷331す1991	ぼうさいこうくう 3 0 4
	事務所	ホンダ エアポート	ぼうさいこうくう 1
	事務所	3F事務室 北東側	ぼうさいこうくう 2
	隊員	格納庫内 ミーティング エリア機器棚	ぼうさいこうくう 1 0 1
	隊員		ぼうさいこうくう 1 0 3
	隊員		ぼうさいこうくう 1 0 4
	隊員		ぼうさいこうくう 1 0 5
危機管理防災センター	2F事務室壁側 プリンター横 2F事務室執務机端通路側	ぼうさいセンター 1	
		ぼうさいセンター 2	
消防学校	職員室担当者机付近	しょうぼうがっこう 1 0 1	
		しょうぼうがっこう 1 0 2	
上水道	大久保浄水場	2F管理室 西側FAX横	おおくぼじょうすい 1 0 1
	庄和浄水場	2F管理室 北西側FAX横	しょうわじょうすい 1 0 1
	新三郷浄水場	2F管理室 南側防災電話横	しんみさとじょうすい 1 0 1
	行田浄水場	2F指令室 東側作業机上	ぎょうだじょうすい 1 0 1
	吉見浄水場	2F事務室 南側作業机上	よしみじょうすい 1 0 1
下水道	荒川左岸北部下水道事務所	3F事務室 南側PCラック中段	あらかわほくぶげすい 1 0 1
	荒川左岸南部下水道事務所	2F事務室 南側防災電話横	あらかわなんぶげすい 1 0 1
	荒川右岸下水道事務所	1F事務室 南側防災電話横	あらかわうがんげすい 1 0 1
	中川下水道事務所	4F事務室 南側防災電話横	なかがわげすい 1 0 1
病院等	がんセンター	1F防災センター内東側 窓付近の机	がんせんたー 1 0 1
	小児医療センター	6F事務室 西側プリンター室入口付近	しょうにいりょう 1 0 1
	循環器・呼吸器病センター	6F事務室 南側防災電話横	じゅんかんき 1 0 1
	精神医療センター	1F事務室奥 東側防災電話横	せいしんいりょう 1 0 1
	総合リハビリテーションセンター	2F事務室 南側防災電話横	そうごうりはびり 1 0 1

設置機関・部所名		設置場所	識別信号
目衛隊	陸自32普通科連隊	2F 作戦司令室	さいたま 13
			さいたま 14
	航空自衛隊中部航空方面隊		さいたま 15
警察本部 災害対策課		第二庁舎8F宿直室南側 窓際 棚上	さいたま 11
秩父広域市町村圏消防本部		2F事務室 南東角	さいたま 17
埼玉医大国際医療センター		B棟1F西側救急受付室	さいたま 18
公園	埼玉スタジアム2002公園管理事務所	1F防災センター 西側	さいたま 201
	大宮公園事務所	1F事務室 北側作業机上	さいたま 202
	大宮第2公園管理事務所	1F事務室 南側作業机上	さいたま 203
	戸田公園事務所	事務所受付窓口近く	さいたま 204
	さいたま水上公園管理事務所	1F事務所 北側モニター付近	さいたま 205
	北浦和公園(埼玉県立近代美術館)	1F事務所 南側	さいたま 206
	さきたま古墳公園(埼玉県立史跡の博物館)	1F事務室 西側書類棚上	さいたま 207
	久喜菖蒲公園管理事務所	1F事務室 西側書類棚上	さいたま 208
	所沢航空記念公園管理事務所	事務室 南側	さいたま 209
	しらこぼと公園管理事務所	2F事務室 東側モニター付近	さいたま 210
	子ども動物自然公園管理事務所	1F管理事務室 南側モニター付近	さいたま 211
	秩父ミュージアムパーク管理事務所	事務室 東側作業机上	さいたま 212
	羽生水郷公園管理事務所	1F事務室 西側書類棚上	さいたま 213
	みさと公園管理事務所	1F事務室 東側	さいたま 214
	川越公園管理事務所	2F事務室 右手奥	さいたま 215
	和光樹林公園管理事務所	事務室の棚 東側	さいたま 216
	熊谷スポーツ文化公園管理事務所	1F事務室 南側	さいたま 217
	加須はなさき公園管理事務所	2F廊下作業机上	さいたま 218
	北本自然観察公園	1F事務室 南側 机上	さいたま 219
	彩の森人間公園管理センター	事務室 南側	さいたま 220
	狭山稲荷山公園管理事務所	管理事務室 南東側	さいたま 221
	まつぶし緑の丘公園管理センター	1F事務室 西側作業台上	さいたま 222
	権現堂公園管理事務所	1F事務室 東北方本棚内	さいたま 223
	営繕・公園事務所	1F事務室 東側 机上	さいたま 224
	春日部夢の森公園	管理事務所1階	さいたま 225
無線室	公用車 1	防災センター駐車場日産・大宮400は2916	さいたま 301
	公用車 2	防災センター駐車場三菱・大宮334そ3131	さいたま 302
	代行中継用	8F保管 ロッカー【A】	ぼうさいさいたま 第一 全県
			ぼうさいさいたま 第二 全県 携帯 基地
	全県第1モニター用 統制室	統制室(窓際)	さいたま 121
	全県第1モニター用 執務室	執務室	さいたま 122
	全県第2モニター用 執務室		さいたま 123
全県第2モニター用 統制室	統制室(窓際)	さいたま 124	
消防課(8F保管)	8F保管ロッカー【A】	さいたま 304	
消防課(8F保管)		さいたま 305	
消防課(8F保管)		さいたま 306	
消防課(8F保管)	8F保管ロッカー【B】	さいたま 1	
消防課(8F保管)		さいたま 2	
消防課(8F保管)		さいたま 3	
消防課(8F保管)		さいたま 4	
消防課(8F保管)		さいたま 5	
消防課(8F保管)		さいたま 6	
消防課(8F保管)		さいたま 7	
消防課(8F保管)		さいたま 8	
消防課(8F保管)		さいたま 9	
消防課(8F保管)		さいたま 10	
消防課(8F保管)		さいたま 12	
消防課(8F保管)		さいたま 16	
消防課(8F保管)		さいたま 19	
消防課(8F保管)		さいたま 20	
消防課(8F保管)		さいたま 21	

設置機関・部所名	設置場所	識別信号
消防課 (8 F 保管)	8F保管ロッカー【A】	さいたま 110
消防課 (8 F 保管)		さいたま 111
消防課 (8 F 保管)		さいたま 113
消防課 (8 F 保管)		さいたま 114
消防課 (8 F 保管)		さいたま 129
消防課 (8 F 保管)		さいたま 130
消防課 (8 F 保管)		さいたま 131
消防課 (8 F 保管)		さいたま 132
消防課 (8 F 保管)		さいたま 133
消防課 (8 F 保管)		さいたま 134
消防課 (8 F 保管)		さいたま 135
消防課 (8 F 保管)		さいたま 136
消防課 (8 F 保管)		さいたま 141
消防課 (8 F 保管)		さいたま 142
消防課 (8 F 保管)		さいたま 143
消防課 (8 F 保管)		さいたま 144
消防課 (8 F 保管)		さいたま 145
消防課 (8 F 保管)		さいたま 146
消防課 (8 F 保管)		さいたま 147
消防課 (8 F 保管)		さいたま 148
消防課 (8 F 保管)	さいたま 149	
消防課 (8 F 保管)	さいたま 151	
消防課 (8 F 保管)	さいたま 152	
消防課 (8 F 保管)	8F保管ロッカー【A】	さいたま 901
消防課 (8 F 保管)		さいたま 902

(資料編Ⅱ-2-5-4) 災害時における連絡窓口及び指定電話一覧表

1 関係各省庁等

指定行政機関	防災担当課	所在地	Te1(代表)	(内線)	(直通)
内閣官房	内閣官房副長官補 (事態対処、危機管理担当付)	千代田区永田町1-6-1	(5253)2111		
内閣府	官房総務課	〃 永田町1-6-1	(5253)2111		
	政策統括官付参事官(防災総括担当)	〃 霞が関1-2-2	(5253)2111		
国家公安委員会	警察庁 警備局警備課	〃 霞が関2-1-2	(3581)0141		
警察庁	警備局警備課	〃 霞が関2-1-2	(3581)0141		
防衛省	運用局運用課	新宿区市谷本村町5-1	(3268)3111		
金融庁	総合政策局総務課	千代田区霞が関3-2-1	(3506)6000		
総務省	大臣官房総務課	〃 霞が関2-1-2	(5253)5111		
法務省	大臣官房秘書課 広報室	〃 霞が関1-1-1	(3580)4111		
外務省	大臣官房総務課	〃 霞が関2-2-1	(3580)3311		
財務省	大臣官房総合政策課 政策推進室	〃 霞が関3-1-1	(3581)4111		
文部科学省	大臣官房文教 施設企画部施設企画課 防災推進室	〃 霞が関3-2-2	(5253)4111		
文化庁	大臣官房総務課	〃 霞が関3-2-2	(3581)4211		
厚生労働省	大臣官房総務課	〃 霞が関1-2-2	(5253)1111		
農林水産省	大臣官房地方課災害総合対策室	〃 霞が関1-2-1	(3502)8111		
経済産業省	大臣官房総務課	〃 霞が関1-3-1	(3501)1511		
資源 エネルギー庁	官房総務課	〃 霞が関1-3-1	(3501)1511		
原子力規制庁	原子力災害対策・ 核物質防護課	港区六本木1-9-9	(3501)1511		
中小企業庁	経営安定対策室	〃 霞が関1-3-1	(3501)1511		
国土交通省	水管理・国土保全局防 災課	〃 霞が関2-1-3	(5253)8111		
国土地理院	企画部防災課	茨城県つくば市北郷1 番	029(864)1111		
気象庁	総務部企画課防災企画 室	港区虎ノ門3-6-9	(6758)3900		
海上保安庁	警備救難部環境防災課	〃 霞が関2-1-3	(3591)6361		
環境省	大臣官房総務課	〃 霞が関1-2-2	(3581)3351		

2 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関

機関名	区 分	時 間 中	時 間 外
関東管区警察局		広域調整課 第二課	当直
関東財務局		総務課	合同庁舎1号館 防災センター
関東信越厚生局		総務課	総務課
関東森林管理局		企画調整課	企画調整課
関東経済産業局		総務企画部総務課 危機管理・災害対策室	総務企画部 総務課危機管理・災害対策室長
関東東北産業保安監督部		管理課	管理課長
関東運輸局 埼玉運輸支局		総務企画	検査整備保安
東京航空局 東京空港事務所		空港安全部空港危機管理課	空港安全部空港危機管理課
熊谷地方気象台		現業室	現業室
関東総合通信局		防災管理官	ホットライン
埼玉労働局		総務課	総務課
日本郵便株式会社 (関東支社)		経営管理本部 総務部 危機管理担当	警備・防災センター
日本郵便株式会社 (さいたま新都心郵便局)		総務部	郵便部
関東地方整備局		防災室	防災室
関東農政局		企画調整室	企画調整室
国土地理院 (関東地方測量部)		防災課	防災課長
第三管区海上保安本部 (東京海上保安部)		警備救難課	当直
関東地方環境事務所		総務課	総務課
北関東防衛局		企画部 地方協力確保課	当直
東日本旅客鉄道株式会社 大宮支社		安全企画ユニット	支社 当直室
東日本旅客鉄道株式会社 高崎支社		安全企画ユニット	指令室
東日本電信電話株式会社 埼玉事業部		災害対策室	埼玉フロント担当
日本赤十字社 埼玉県支部		救護・講習課	救護・講習課長
日本放送協会 さいたま放送局		ニュース	ニュース
東日本高速道路株式会社 関東支社		管理事業統括課	防災対策室
首都高速道路株式会社		保全・交通部 防災・交通管理室 防災対策課	本社 災害対策室
日本通運株式会社 埼玉支店		総務課	当直
東京電力パワーグリッド株式会社 埼玉総		業務総括G	東京電力パワーグリッド株

支社			株式会社	
東京ガス株式会社 埼玉支社			部長	
KDDI (株) 首都圏総支社	北関東管理部		北関東管理部	
東武鉄道株式会社	安全推進部		運行管理所 (本線) 東上運行管理 所 (東上線) 電気指令所 (本線) 電気指令所 (東上線)	
西武鉄道株式会社	安全推進部		運転司令	
秩父鉄道株式会社	運 転 課		運転指令所	
埼玉新都市交通 株式会社	運 輸 課		運 輸 指 令	
埼玉高速鉄道 株式会社	安全推進室		指 令 所	
首都圏新都市鉄道株 式会社	鉄道事業本部		総 合 指 令	
一般社団法人埼玉県 トラック協会	環境防災部		環境防災部	
一般社団法人埼玉県 LPガス協会	事 務 局		事務局長	

(資料編Ⅱ-2-5-5) 関東地方非常通信協議会構成員表(埼玉県内抜粋)

会長: 関東総合通信局長

機関名	所在地
関東総合通信局	東京都千代田区
熊谷地方気象台	熊谷市
国土交通省関東地方整備局(企画部)	さいたま市
関東管区警察局	さいたま市
関東管区警察局埼玉県情報通信部	さいたま市
埼玉県警察本部(警備部危機管理課)	さいたま市
埼玉県(危機管理防災部消防課)	さいたま市
さいたま市	さいたま市
埼玉県消防長会	さいたま市
独立行政法人水資源機構	さいたま市
埼玉県町村会	さいたま市
東日本電信電話(株)埼玉事業部	さいたま市
(株)エヌ・ティ・ティエムイー	さいたま市
日本放送協会さいたま放送局	さいたま市
(株)テレビ埼玉	さいたま市
(株)FM NACK5	さいたま市
東京電力パワーグリッド(株)埼玉総支社	さいたま市
電源開発(株)	川越市
西武鉄道(株)	所沢市
東日本高速道路(株)関東支社	さいたま市
日本赤十字社 埼玉県支部	さいたま市
一般社団法人日本アマチュア無線連盟 埼玉県支部	春日部市
日本郵便(株)関東支社	さいたま市

様式第1号

発 生 速 報

市町村

消防本部

日 時 分受信	発信者		受信者	
1 被害発生				
2 被害場所				
3 被害程度				
4 災害に対する 措 置				
5 その他必要 事 項				

(注) 内容は簡単に要を得たものとする。

経 過 速 報

支 部
市町村

		発信者				受信者					
災害の種別						発生地域					
被害日時		自 月 日		至 月 日							
報告区分											
区 分		被 害		区 分		被 害					
人的被害	死者		人			田畑被害	田畑	流出・埋没	ha		
	行方不明者		人					冠水	ha		
	負傷者	重傷		人			道路被害	畑	流出・埋没	ha	
		軽傷		人					冠水	ha	
住家被害	全壊		棟			その他被害	その他	決壊	箇所		
			(焼)	世帯				冠水	箇所		
	(流失)		人					文教施設	箇所		
			棟					病院	箇所		
	半壊		(焼)	棟				橋りょう	箇所		
			世帯					河川	箇所		
	一部破損		人					砂防	箇所		
			棟					清掃施設	箇所		
			世帯					崖くずれ	箇所		
	床上浸水		人					鉄道不通	箇所		
			棟					被害船舶	隻		
			世帯					水道	戸		
	床下浸水		人					電話	回線		
			棟					電気	戸		
世帯					ガス	戸					
		人			ブロック塀等	箇所					
非住家被害	公共建物	全壊(焼)	棟			り災世帯数	世帯				
		半壊(焼)	棟			り災者数	人				
	その他	全壊(焼)	棟			火災発生	建物	件			
		半壊(焼)	棟				危険物	件			

災害に対しておられた措置

- (1) 災害対策本部の設置状況
- (2) 市(町村)のとした主な応急措置の状況
- (3) 応援要請又は職員派遣の状況
- (4) 災害救助法適用の状況
- (5) 避難命令・勧告の状況

市町村数	地区数
人 員	人

- (6) 消防機関の活動状況

ア 出動人員	消防職員	名	
	消防団員	名	
- イ 主な活動状況 (使用した機材を含む)

被害状況調

市町村

災害の種別		発生地域	
被害日時	自 月 日	至 月 日	
報告区分	確定		

区 分		被 害		区 分		被 害			
人的被害	死者	人		田畑被害	田	流出・埋没	ha		
	行方不明者	人			冠水	ha			
	負傷者	重傷	人			田	流出・埋没	ha	
		軽傷	人			冠水	ha		
住家被害	全壊	棟		道被路害	決壊	箇所			
		世帯			冠水	箇所			
	半壊	棟		その他の被害	文教施設	箇所			
		世帯			病院	箇所			
	一部破損	棟			橋りょう	箇所			
		世帯			河川	箇所			
	床上浸水	棟			砂防	箇所			
		世帯			清掃施設	箇所			
	床下浸水	棟			崖くずれ	箇所			
		世帯			鉄道不通	箇所			
	非住家被害	公共建物	全壊(焼)		棟		被害船舶	隻	
			半壊(焼)		棟		水道	戸	
		その他	全壊(焼)		棟		電話	回線	
			半壊(焼)		棟		電気	戸	
						ガス	戸		
						ブロック塀等	箇所		
					り災世帯数	世帯			
					り災者数	人			
				火災発生	建物	件			
					危険物	件			
					その他	件			

区 分		被 害	市災 町害 村対	名 称			
公立文教施設	千円		策 本 部	設 置	月 日 時		
農林水産業施設	千円				解 散	月 日 時	
公共土木施設	千円			月 日 時			
その他公共施設	千円			月 日 時			
小計	千円						
公立施設被害 市町村数	団体		災設 害置 対市 策町 本村 部数	計 団体			
そ の 他	農産被害	千円					
	林産被害	千円					
	畜産被害	千円					
	水産被害	千円					
商工被害	千円		災適 害用 救市 助町 法村 名	計 団体			
その他	千円		消防職員出動延人数	人			
被害総額	千円		消防団員出動延人数	人			
備 考	1 災害発生場所						
	2 災害発生年月日						
	3 災害の種類概況						
	4 消防機関の活動状況						
	5 その他（避難の勧告・指示等の状況）						

確定報告記入要領

区 分	基 準
人的被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。 2 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。 3 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。 4 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 2 棟とは、一つの独立した建物とする。 3 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。 4 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 5 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。 6 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。 7 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。 8 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	<ol style="list-style-type: none"> 1 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 2 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 3 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。 4 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

区 分	基 準
田畑被害	<p>1 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。</p> <p>2 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。</p> <p>3 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。</p>
道路被害	<p>1 道路決壊とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が破損し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの。</p> <p>2 道路冠水とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が冠水し、車両の通行規制が行われる程度の被害を受けたもの。</p>
その他被害	<p>1 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。</p> <p>2 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。</p> <p>3 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。</p> <p>4 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。</p> <p>5 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。</p> <p>6 「崖くずれ」とは、崖くずれによって人・住家等に被害を生じたもの、また復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの。</p> <p>7 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。</p> <p>8 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。</p> <p>9 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。</p> <p>10 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。</p> <p>11 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。</p> <p>12 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。</p> <p>13 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。</p> <p>14 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。</p> <p>15 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。</p>

区 分	基 準
火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被害金額	<ol style="list-style-type: none"> 1 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。 2 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。 3 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。 4 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。 5 「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。 6 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。 7 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。 8 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。 9 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。 10 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

災害時における安否不明者等の氏名等に関する公表方針

1 趣旨

災害時における安否不明者等の氏名等の公表は、救助活動の効率化、円滑化等につながることから、県が氏名等を公表する場合の基本的事項を整理するもの。

2 定義

- (1) 災害 災害対策基本法第2条第1号に定めるもの。
- (2) 救助活動 災害のため現に生命又は身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を速やかに捜索し、救出すること。
- (3) 安否不明者 当人と連絡が取れず安否が不明で行方不明者となる疑いのある者
- (4) 行方不明者 災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
- (5) 死者 災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。

3 対象とする災害

埼玉県災害対策本部又は災害即応室が設置された災害

4 公表基準

安否不明者については、救助活動の効率化・円滑化のために安否不明者の絞り込みが必要である場合において、「住民基本台帳の閲覧制限」を確認の上、公表・非公表を判断する。

行方不明者及び死者については、「住民基本台帳の閲覧制限」や「家族等の同意の状況」を確認の上、公表・非公表を判断する。

区分	住民基本台帳の閲覧制限※1	家族等の同意	公表・非公表	公表・非公表の理由
安否不明者	制限なし	/	公表※2	救助活動の効率化・円滑化のため
	制限あり		非公表※3	本人又は家族の権利利益を侵害するおそれがあるため
行方不明者	制限なし	同意	公表※2	事実の明確化と知る権利に応えるという社会的な公益性のため
		不同意	非公表※3	本人又は家族の権利利益を侵害するおそれがあるため
	制限あり	/		

死者	制限なし	同意	公表※2	事実の明確化と知る権利に応えるという社会的な公益性のため
	制限あり	不同意	非公表※3	本人又は遺族の権利利益を侵害するおそれがあるため

※1 住民基本台帳の閲覧制限とは、ドメスティック・バイレンス、ストーカ行為、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置として、住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の交付が制限されていることをいう。

※2 公表後に家族等から非公表の申出があった場合は、その時点から非公表とする。

※3 非公表であっても「居住市町村名」、「年代」及び「人数」等の個人が特定されない情報は公表する場合もある。

5 公表内容

氏名(フリガナ含む)、住所(町名・大字名まで)、年代

注1) 上記は全て住民基本台帳記載事項とする。

注2) 可能な範囲において年齢を公表する場合もある。

6 公表時期

発災後概ね48時間以内を目標(目安)とする。

7 公表に係る役割分担

- (1) 県 対象者の氏名等の公表、公表内容に係る報道対応、市町村並びに警察・消防機関との調整、情報共有 等
- (2) 市町村 安否不明者(行方不明者)のリスト作成、住民基本台帳の閲覧制限の確認、家族等への同意確認、県並びに警察・消防機関との情報共有、(対象者の氏名等の公表) 等
- (3) 警察・消防機関 県及び市町村との情報共有 等



8 その他

- (1) 公表に当たっては、関係市町村の意向、県警察本部との調整等を総合的に勘案し、災害の態様等に応じて個別に判断の上対応する。
- (2) 本方針は、市町村や警察等が独自に公表することを妨げるものではない。

- (3) 災害対策基本法第 86 条の 15 に基づく安否情報の回答については、法令等の規定に基づき別途取り扱うこととする。

附 則

本方針は、令和 4 年 10 月 24 日から施行する。

附 則

本方針は、令和 7 年 1 月 23 日から施行する。

(資料編Ⅱ-2-5-9) 災害時等における報道要請に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、埼玉県知事（以下「甲」という。）が、埼玉県地域防災計画に基づき、災害対策本部を設置した場合若しくは警戒宣言の発令に伴う地震災害警戒本部を設置した場合又はこれに準じる事態が生じた場合（以下「災害時等」という。）において、埼玉県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に関し、甲又は埼玉県公安委員会（以下「乙」という。）と〇〇新聞社浦和支局（以下「丙」という。）との間の必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲又は乙は、災害時等における災害の防止と被害の拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり、必要な場合には、丙に対し、報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること
- (6) 保健衛生に関すること
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策に関すること

(要請の手続き)

第3条 甲又は乙は、前条の要請をする場合には、丙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 丙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲又は乙から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

2 丙は、報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることのないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、埼玉県報道長、埼玉県警察本部総務部広報課長及び〇〇新聞社浦和支局長をもってこれに充てる。

(適用)

第6条 この協定は、締結の日から適用する。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義を生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙、丙の三者間において協議するものとする。

上記の協定締結の証として、本協定書3通を作成し、甲・乙・丙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成8年12月18日

(甲) 浦和市高砂3丁目15番1号
埼玉県知事 土屋 義彦

(乙) 浦和市高砂3丁目15番1号

埼玉県公安委員長 原 宏

(丙)	(連絡責任者)
浦和市常盤4丁目12番13号 株式会社 朝日新聞社 浦和支局長 蒲 宏樹	同左
浦和市岸町7丁目12番1号 社団法人 共同通信社 浦和支局長 根岸 輝次	同左
浦和市岸町6丁目12番11号 株式会社 埼玉新聞社 代表取締役社長 高橋 一郎	浦和市岸町6丁目12番11号 株式会社 埼玉新聞社 編集局長 沼田洋太郎
浦和市高砂2丁目2番17号 株式会社 産業経済新聞社 浦和総局長 下室 進	同左
浦和市仲町2丁目16番5号 株式会社 時事通信社 浦和支局長 天坂 春敏	同左
浦和市高砂3丁目10番4号 株式会社 中日新聞社 浦和支局長 鈴木 泰彦	同左
浦和市仲町1丁目4番10号 株式会社 日本経済新聞社 浦和支局長 林 智之	同左
浦和市岸町7丁目10番14号 株式会社 毎日新聞社 浦和支局長 加藤 春樹	同左
浦和市常盤5丁目8番41号 株式会社 読売新聞社 浦和支局長 青山 信昭	同左
東京都港区六本木1丁目1番1号 全国朝日放送株式会社 代表取締役社長 伊藤 邦男	東京都港区六本木1丁目1番1号 全国朝日放送株式会社 報道局報道センター社会担当部長
東京都港区赤坂5丁目3番6号 株式会社 東京放送 代表取締役社長 砂原 幸雄	東京都港区赤坂5丁目3番6号 株式会社 東京放送 報道局ニュースセンター社会担当部長
東京都千代田区二番町14番地	東京都千代田区二番町14番地

日本テレビ放送網株式会社
代表取締役社長 氏家 齊一郎

日本テレビ放送網株式会社
報道局社会部長

東京都新宿区河田町3丁目1番
株式会社 フジテレビジョン
代表取締役社長 日枝 久

浦和市高砂2丁目2番17号
株式会社 フジテレビジョン
報道局浦和支局長

確 認 事 項

平成8年11月28日
埼玉県警察
県政記者クラブ浦和支局長会

災害時における報道関係車両の取扱いについて、埼玉県警察と県政記者クラブ浦和支局長会は次のとおり確認する。

記

- 1 指定地方公共機関に指定されていない報道機関に係る緊急取材車両についても、次の要件を満たしているものについては、指定地方公共機関に準じた位置付けとし、緊急通行車両として取扱うものとする。
 - 当該報道機関が災害に関する報道を行うことにより、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施する義務を負うことを明らかにする内容の協定（別添資料）を、当該報道機関と埼玉県知事又は埼玉県公安委員会との間で締結すること。
 - 当該車両の通行等が他の指定公共機関、指定地方公共機関等の行う災害応急対策の妨げとならないこと。なお、緊急通行車両の確認に関しては、事前届出制度の適正な運用に努める。
- 2 指定公共機関若しくは指定地方公共機関に指定されている報道機関又は上記1の要件を満たす報道機関（以下「指定報道機関」という。）が、道路運送事業者等との契約により、日常的に取材用に使用している車両のうち、発災時に緊急取材用の車両として使用すると認められる車両を事前に特定することが困難なものについては、登録番号未決定の形で事前届出を行うことができるものとする。
- 3 指定報道機関が、災害が発生した場合において、正当な理由によりやむを得ず事前届出がなされていない車両を緊急通行車両として使用するときは、腕章・身分証明書の携帯や社旗の掲出等により、外見上も緊急通行車両と認められる車両に限り、交通検問所等において、速やかに緊急通行車両としての確認手続きを行い、暫定的に標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を行うものとする。
- 4 埼玉県以外の都道府県において、災害対策基本法に基づく通行禁止等が行われている場合、埼玉県警察は事前届出がなされている車両のうち災害地に緊急取材車両として赴く必要性が認められるものについては、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を行うものとする。
- 5 災害地に係る新聞又はロール紙を搬送する車両は、交通規制の例外的な除外対象車両として取扱うものとする。

(資料編Ⅱ-2-5-10) 災害時等における報道要請に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、埼玉県知事（以下「甲」という。）が、埼玉県地域防災計画に基づき、災害対策本部を設置した場合若しくは警戒宣言の発令に伴う地震災害警戒本部を設置した場合又はこれに準じる事態が生じた場合（以下「災害時等」という。）において、埼玉県が行う災害応急対策又は地震防災応急対策についての報道に関し、甲と埼玉ケーブルテレビ連盟（以下「乙」という。）との間の必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

第2条 甲は、災害時等における災害の防止と被害の拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり、必要な場合には、乙に対し、報道要請を行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること
- (6) 保健衛生に関すること
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大のための措置その他の災害応急対策に関すること

(要請の手続き)

第3条 甲は、前条の要請をする場合には、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

第4条 乙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲から報道要請を受けたときは、適切に対応する。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、埼玉県報道長、埼玉ケーブルテレビ連盟事務局長をもってこれに充てる。

(適用)

第6条 この協定は、締結の日から適用する。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義を生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙の間において協議するものとする。

上記の協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲・乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成26年3月24日

(甲) さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
埼玉県知事 上田 清司

(乙) 埼玉県蕨市中央6丁目5番34号
埼玉ケーブルテレビ連盟会長 和泉 由起夫

災害時における相互協力に関する協定

埼玉県知事（以下「甲」という。）、株式会社エフエムナックファイブ（以下「乙」という。）及び株式会社ニッポン放送（以下「丙」という。）は、埼玉県地域防災計画に基づき、災害対策本部を設置した場合、または設置が見込まれる場合、あるいはこれに相当する危機管理上必要な場合（以下「災害時」という。）における相互協力に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時における甲、乙及び丙の情報の相互提供及び広報協力に係る相互連携協力並びに平時における防災意識の普及啓発活動等を協力して実施するため、必要な事項を定める。

（情報の相互提供）

第2条 甲は、乙及び丙に対し、必要と認めるときは、災害に関する情報を提供することとする。

2 乙及び丙は、必要と認めるときは、それぞれが保有する災害に関する情報について、相互に提供を求めることができる。ただし、これを強制してはならない。

3 乙及び丙は、前項により情報の提供を求めるとき、個別に連絡を取り合うものとする。

4 乙及び丙が放送した情報は、放送社のクレジットを付して相互に利用することができる。

（情報発信の要請）

第3条 甲は、乙及び丙に対し、災害時に必要な情報を発信することを要請することができる。

2 乙及び丙は、前項により甲から情報発信を要請された場合は、可能と認める範囲において、これに応じるものとする。

（出演者協力）

第4条 乙及び丙は、必要と認めるときは、第2条第2項に定める情報を放送するため、相互に出演者の協力を求めることができる。ただし、これを強制してはならない。

2 乙及び丙は、前項により出演者の協力を求められた場合は、可能と認める範囲において、これに応じるものとする。その際の条件等は、乙と丙で協議を行い、定めるものとする。

（平時の取組）

第5条 甲、乙及び丙は、防災意識の啓発及び防災知識の普及に協力して取り組むものとする。

2 甲、乙及び丙は、災害時に備えて行う訓練、研修及び必要な情報共有等に関し、平時から連携するよう努めるものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲、乙及び丙は、災害時に本協定が円滑かつ迅速に運用されるよう、連絡体制についてあらかじめ定めるものとする。

2 甲乙丙それぞれの連絡体制に変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

(責任)

第7条 甲、乙及び丙が相互に入手した情報の放送について、責任は放送を実施した事業者(乙及び丙)が負うものとする。

(費用負担)

第8条 放送に係る費用は無償とする。ただし、災害放送が長期に及ぶ場合や平時の啓発放送に係る費用は、別途協議により定めるものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項、又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙協議のうえ、定めるものとする。

(適用)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙丙いずれからも申出のない場合は、本協定の有効期間を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙署名のうえ、各自1通を保有する。

令和4年10月19日

甲 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号
埼玉県
埼玉県知事

乙 埼玉県さいたま市大宮区錦町682番地2
株式会社エフエムナックファイブ
代表取締役社長

丙 東京都千代田区有楽町一丁目9番3号
株式会社ニッポン放送
代表取締役社長